

平成 31 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 日本国土開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 朝倉 健夫
(コード番号：1887 東証)
問合せ先 取締役経営企画室長 曾根 一郎
(TEL. 03-3403-3311)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 31 年 1 月 29 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、募集株式の払込金額等が未定でありましたが、平成 31 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 416.50 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 5,031,320,000 円
- (3) 仮 条 件 1 株につき金 490 円から金 510 円
- (4) 仮条件の決定理由等
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 416.50 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 840,663,600 円

3. 当社指定販売先への売付け（親引け）

当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、販売を要請している指定販売先（以下、「親引け先」という。）の状況等について以下のとおりお知らせいたします。

(1) 親引け予定先の状況等

① 親引け予定先の概要	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口） 東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワー乙 代表取締役社長 渡辺伸充
-------------	--

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

<p>② 当社と親引け予定先との関係</p>	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする本信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。</p> <p>(1) 概要 本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。 当社は、従業員に対し株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。 なお、本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任いたします。</p> <p>(2) 受益者の範囲 株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。</p>
<p>③ 親引け予定先の選定理由</p>	<p>当社従業員の福利厚生のためであります。</p>
<p>④ 親引けしようとする株券等の数</p>	<p>1,345,600株を上限として、発行価格等とあわせて平成31年2月22日に決定する予定であります。</p>
<p>⑤ 親引け予定先の株券等の保有方針</p>	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、当社株式の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。</p>
<p>⑥ 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況</p>	<p>払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）いたします。当社からの追加信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、平成31年2月14日付で締結予定の</p>

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

	<p>株式給付信託契約書により確認する予定であります。なお、信託金の金額等詳細については平成 31 年 2 月 27 日付で締結予定の株式給付信託の追加信託に関する覚書において確定する予定であります。</p>
<p>⑦ 親引け予定先の実態</p>	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、親引けにより取得した当社普通株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。</p> <p>信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任いたします。</p>

(2) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け予定先とのロックアップについては、下記[ご参考]「2. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する公募による自己株式の処分に係る処分価格（募集価格）と同一となり、処分価格決定日（平成 31 年 2 月 22 日）に決定される予定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)	本募集及び 引受人の買 取引受けに よる株式売 出し後の株 式総数に対 する所有株 式数(株)	本募集及び 引受人の買 取引受けに よる株式売 出し後の株 式(自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
日本国土開 発持株会 株式会社ザ イマックス	東京都港区赤坂 四丁目9番9号	12,208,000	16.44	12,208,000	14.14
みずほ信託 銀行株式会 社(一般財 団法人日本 国土開発未 来研究財団 口)	東京都中央区八 重洲一丁目2番 1号	4,000,000	5.39	4,000,000	4.63
株式会社西 京銀行	山口県周南市平 和通一丁目10番 2号	3,500,000	4.71	3,500,000	4.05
株式会社三 菱UFJ銀 行	東京都千代田区 丸の内二丁目7 番1号	3,500,000	4.71	3,500,000	4.05
アジア航測 株式会社	東京都新宿区西 新宿六丁目14番 1号 新宿グリ ーンタワービル	3,189,000	4.29	3,189,000	3.69
前田建設工 業株式会社	東京都千代田区 富士見二丁目10 番2号	3,000,000	4.04	3,000,000	3.47
日本基礎技 術株式会社	大阪府大阪市北 区天満一丁目9 番14号	2,900,000	3.91	2,900,000	3.36
三井住友海 上火災保険 株式会社	東京都千代田区 神田駿河台三丁 目9番地	2,456,000	3.31	2,456,000	2.84
東亜道路工 業株式会社	東京都港区六本 木七丁目3番7 号	2,195,000	2.96	2,195,000	2.54
計	—	42,813,000	57.66	42,813,000	49.59

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月29日時点のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月29日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受けによる売出し及び親引け(資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)1,345,600株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考となる事項
該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

[ご参考]

1. 公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- (1) 募集株式及び売出株式の種類及び数
- | | | |
|------------|-----------------------|--------------|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 12,080,000株 |
| 売出株式の種類及び数 | ①引受人の買取引受けによる売出し | |
| | 当社普通株式 | 1,376,000株 |
| | ②オーバーアロットメントによる売出し(注) | |
| | 当社普通株式 | 上限2,018,400株 |
- (2) 需要の申告期間 平成31年2月15日(金曜日)から
平成31年2月21日(木曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成31年2月22日(金曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 平成31年2月25日(月曜日)から
平成31年2月28日(木曜日)まで
- (5) 払込期日 平成31年3月4日(月曜日)
- (6) 株式受渡期日 平成31年3月5日(火曜日)

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、主幹事会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月29日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式処分(以下、「本件第三者割当」という。)の決議を行っております。

また、主幹事会社は、平成31年3月5日から平成31年3月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

2. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社ユーシン及び増成公男、当社株主及び貸株人である株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である日本国土開発持株会、株式会社ザイマックス、株式会社西京銀行、アジア航測株式会社、前田建設工業株式会社、日本基礎技術株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東亜道路工業株式会社、須賀工業株式会社、日比谷総合設備株式会社、トーヨーカネツ株式会社、阪和興業株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、日本国土開発役員持株会、日本アスペクトコア株式会社、株式会社ほけんeye西京、三信建設工業株式会社、新和コンクリート工業株式会社、ジェコス株式会社、日建工学株式会社、新和商事株式会社、株式会社セイビ、エムエスティ保険サービス株式会社、西京リース株式会社、三菱UFJリース株式会社、吉田良博、清水嘉弘、野村茂生、高田茂、林伊佐雄、安部英一、佐々木伸也、松島浩一、赤神元英、木村秀夫は、主幹事会社に対し、引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年8月31日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年1月29日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当てを受けた者（みずほ信託銀行（一般財団法人日本国土開発未来研究財団口））とは平成32年1月23日まで、当社新株予約権の割当てを受けた者（朝倉健夫以下38名）との間には上場日の前日までの継続所有等の確約を行っております。

さらに、親引け先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当該親引けにより取得した当社普通株式について、並びに本信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が親引けにより取得する当社普通株式について、それぞれ主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成31年8月31日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。